

5 廊下

■ 基本的な考え方

廊下は、通行の妨げとなる段差や突出部をできる限り避けるとともに、十分な広さを確保して、障害者の方々の通行の安全に配慮することが必要です。

■ 適用施設

- 給油取扱所を除く施設

■ 整備基準

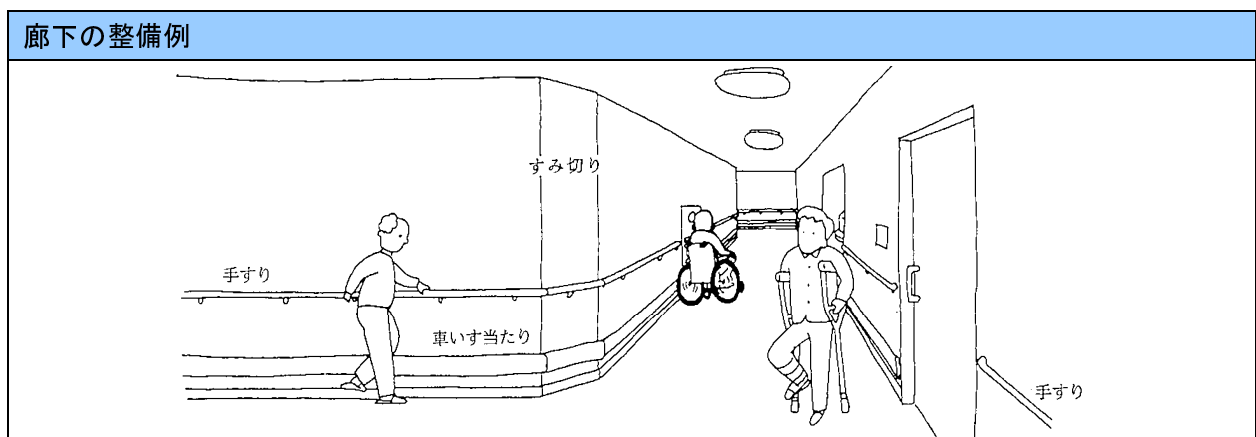
外部出入口から居室への出入口までの経路上の廊下で、次に掲げるものは、1以上を基準に適合させること。

- 昇降機を設けている建築物の廊下
- 昇降機を設けていない建築物の直接地上へ通じる出入口のある階の廊下

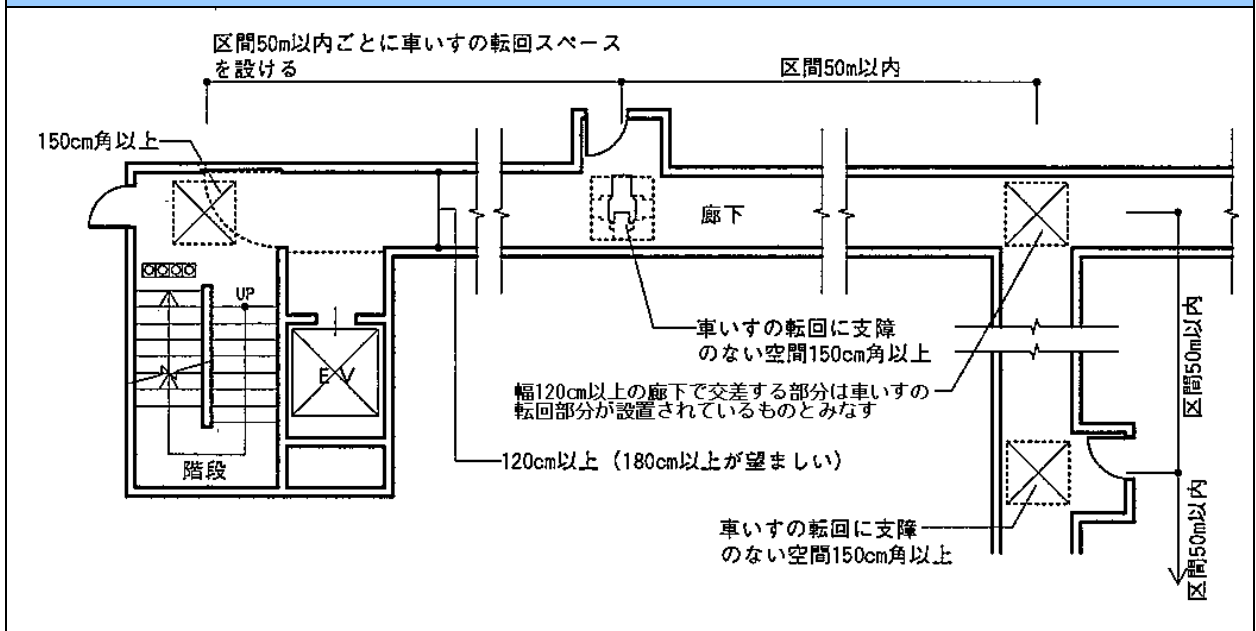
- 1 有効幅員 ●廊下の有効幅員は 120cm 以上とする。
- 2 車いす転回場所 ●廊下及び客用通路(以下「廊下等」という)の末端の付近及び 50m 以内ごとに、車いすが転回することができる部分を設ける。
- 3 段差 ●廊下等に段を設ける場合は、「6 階段」の基準を満たす構造とし、上端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設する。
ただし、バリアフリー新法施行令第11条第2号ただし書の規定により視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
(平成 18 年国土交通省告示第 1497 号)
●高低差がある場合は、「2-2 傾斜路」の基準を満たす構造とし、上端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設する。
- 4 床面仕上げ ●床面の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
●外部出入口及び内部出入口並びに昇降機及び特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とする。
- 5 案内、誘導 ●外部出入口から受付等までの経路には、視覚障害者を誘導するための誘導用床材又は音声誘導装置その他これに代わる装置を設置する。
ただし、視覚障害者の誘導上支障が生じないように案内者が常駐する等の措置がなされている場合はこの限りでない。

■ 誘導基準

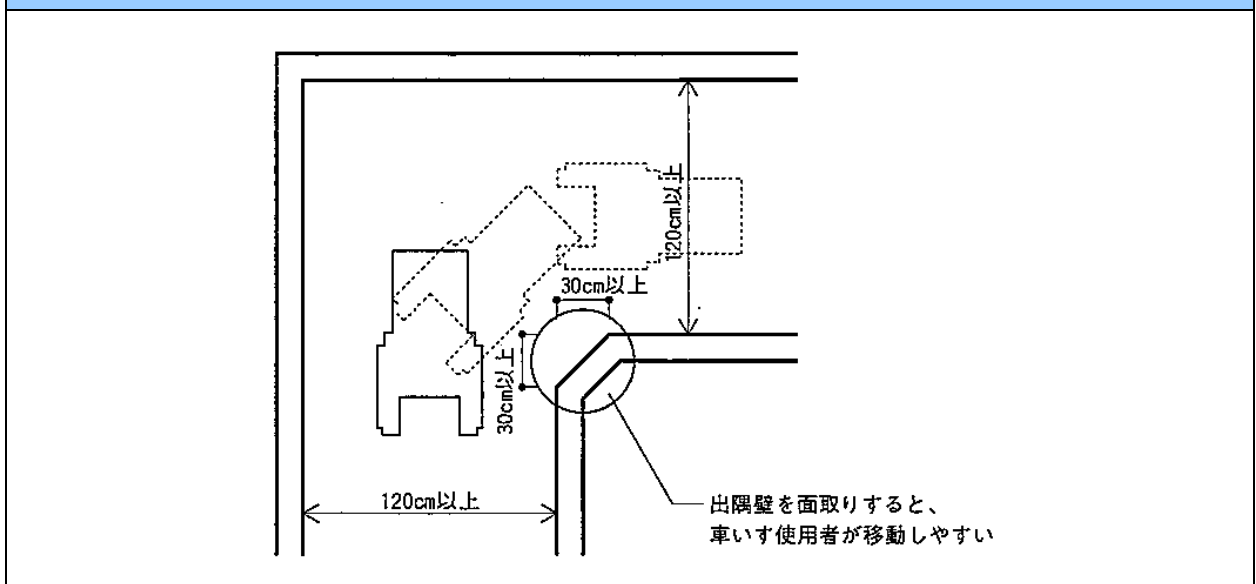
- 1 有効幅員 ○主要な廊下等の有効幅員は、180cm 以上とすることが望ましい。ただし、端の近傍及び 50m以内ごとに 2 人の車いす使用者がすれ違うことのできるスペースを設けている場所は、140cm 以上とすることが望ましい。
- 2 床面仕上げ ○転倒に対して衝撃の少ない材料とすることが望ましい。ただし、カーペットの場合は、毛足の長いものは車いすの操作が極端に重くなるために避けること。
- 3 突出部 ○廊下に、突出部は避けることが望ましい。柱型、壁等の凹凸がある場合、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう措置することが望ましい。
○やむを得ず高さ 65cm 以上の部分に突出物を設ける場合は、突出部を 10cm 以下とすることが望ましい。
- 4 手すり ○福祉施設又は医療施設の廊下等には、手すりを設置することが望ましい。その他の施設にあっても必要に応じて設けることが望ましい。手すりの構造は以下のとおりとすることが望ましい。
 - (a) 手すりは連続して設ける。
 - (b) 握りやすい形状のもので、下側から支持する。
 - (c) 端部は下方向又は壁方向に曲げる。
 - (d) 出入口付近の手すりには、室名、現在位置等を点字表示することが望ましい。○両側に連続して設けることが望ましい。
○高齢者、障害者若しくは子どもの利用が多い施設では、手すりを 2 段とすることが望ましい。
○手すりは突出部にそって設けることが望ましい。
- 5 折れ曲り部 ○廊下等の交差部分及び折れ曲り部分は、すみ切りをすることが望ましい。
- 6 車いす当たり ○床面から 15cm から 35cm 程度の高さに設置することが望ましい。
- 7 照明 ○照明はむらなく明るくすることが望ましい。
- 8 ガラス ○衝突の恐れがある箇所には、安全なガラスを用いることが望ましい。
- 9 防火戸 ○防火戸は一目見てわかる配置・デザインとすることが望ましい。
○防火戸には段を設けない。



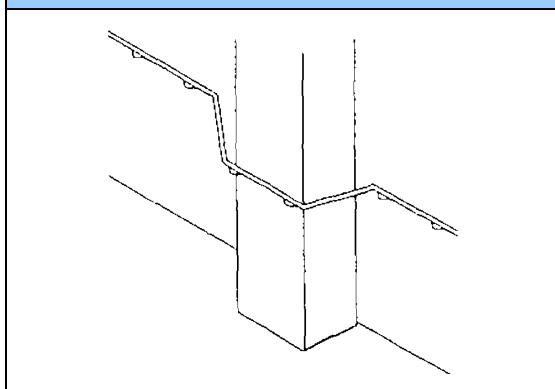
有効幅員及び車いす転回部分の整備例



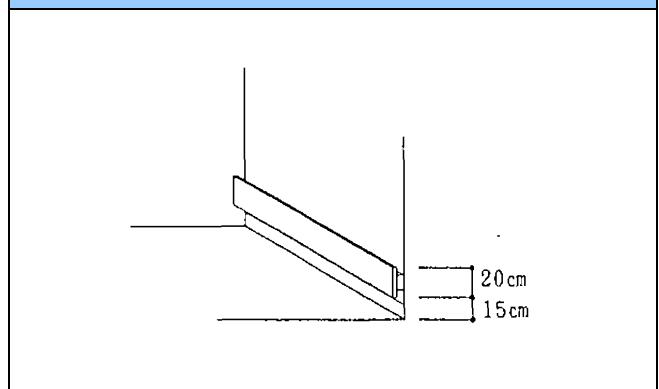
折れ曲がり部のすみ切りの例



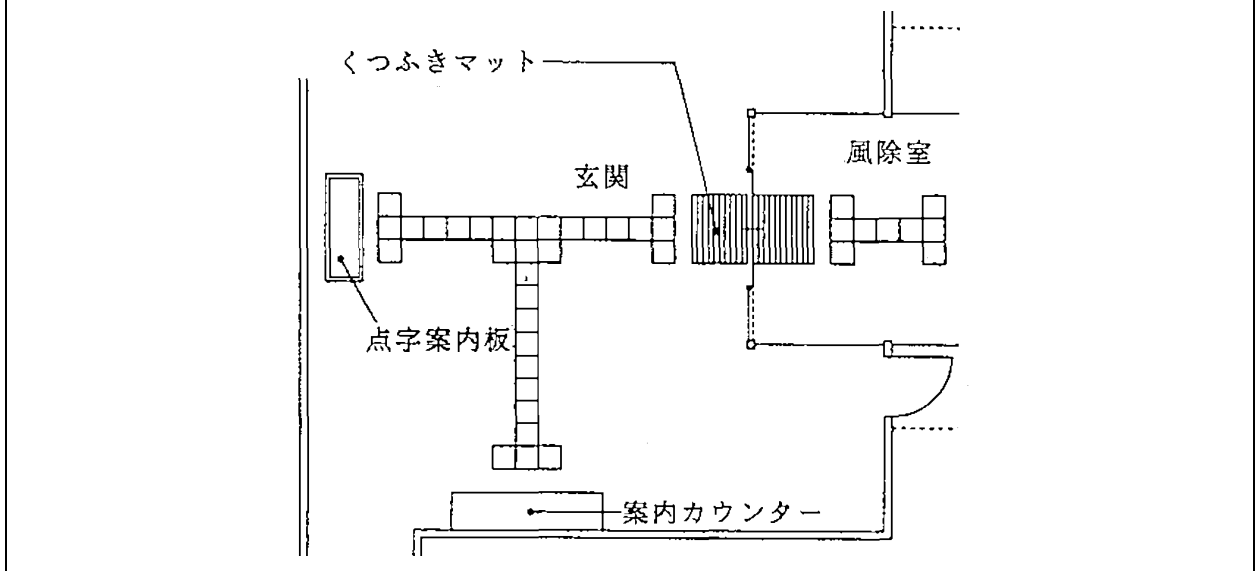
突出部分の手すりの例



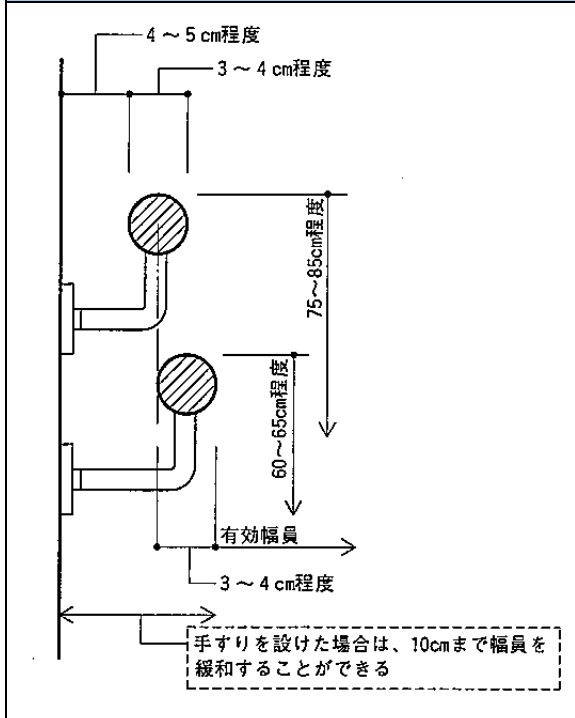
車いす当たりの例



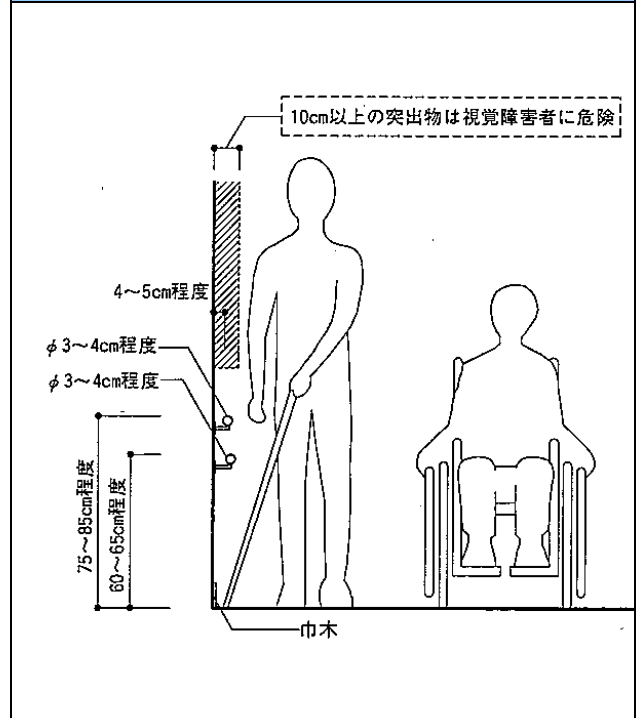
外部出入口から受付等までの整備例



手すりと有効幅員



壁面の配慮



6 階段

■ 基本的な考え方

階段は、障害者等の方々にとって大きな負担となり、転落等の事故の危険性が高いため、安全性の確保や負担の軽減に配慮することが必要です。

■ 適用施設

- すべての施設

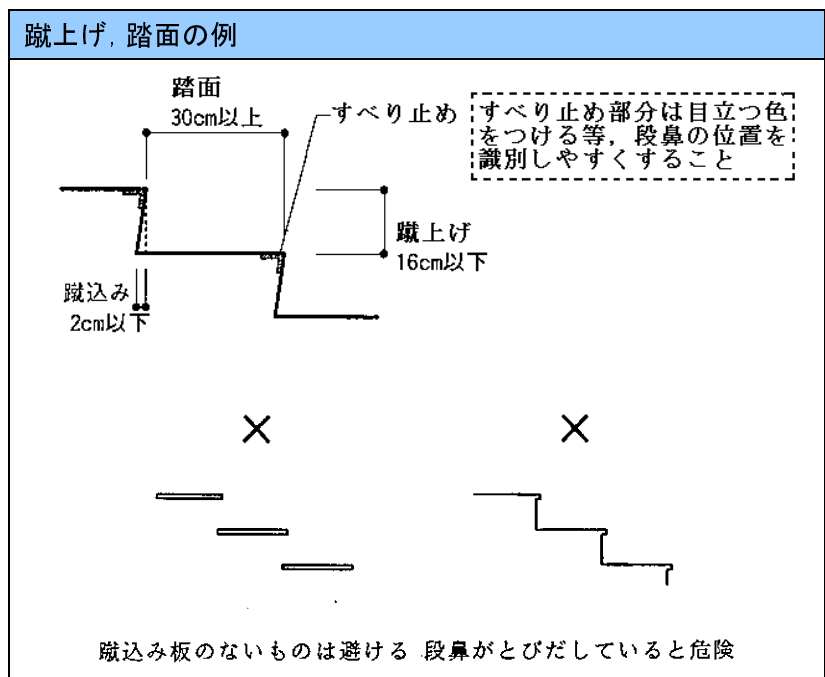
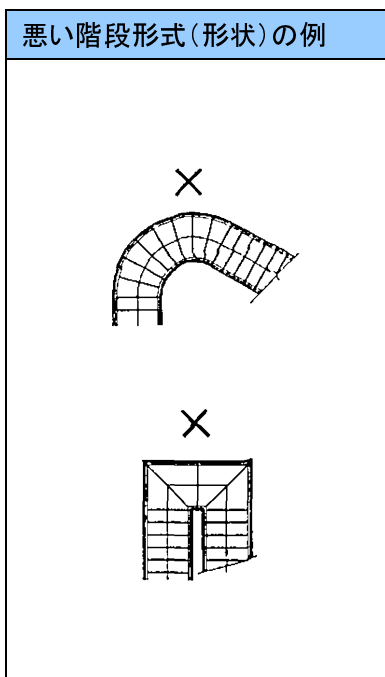
■ 整備基準

不特定多数の者が利用し、直接地上へ通じる出入口がない階に通じる階段は、次に掲げる基準に適合させること。

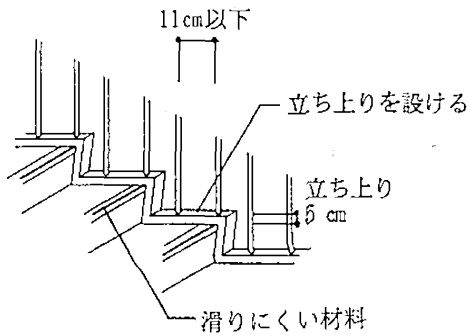
- | | |
|----------|---|
| 1 形式 | ●建築物の構造上困難な場合を除き、主たる階段には、回り段を設けない。 |
| 2 蹴上げ、踏面 | ●段は、識別が容易で、かつ、つまずきにくい構造とする。 |
| 3 表面仕上げ | ●表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 |
| 4 手すり | ●階段には手すりを設ける。 |
| 5 立ち上り | ●階段には、立ち上りを設けること。 |
| 6 案内、誘導 | ●上端に近接する踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設する。 ただし、バリアフリー新法施行令第12条第5号ただし書きの規定により視覚障害者の利用上支障ないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 (平成18年国土交通省告示第1497号) |

■ 誘導基準

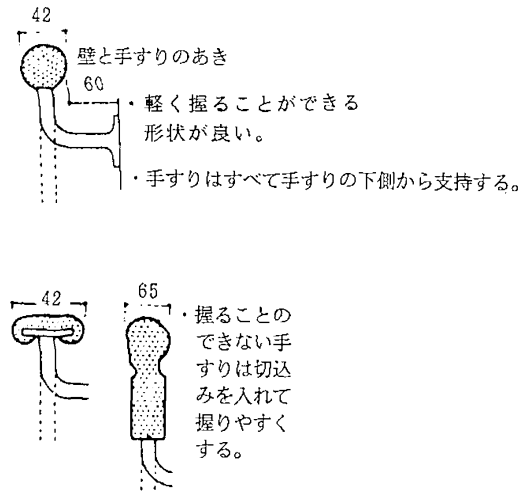
- 1 有効幅員 ○階段及び踊り場の有効幅員は 150cm 以上とすることが望ましい。
- 2 蹴上げ, 踏み面 ○蹴上げは 16cm 以下, 踏面は 30cm 以上であることが望ましい。
- 3 手すり ○手すりの設置は次のとおりとすることが望ましい。
 - (a)手すりの高さは, 75cm から 85cm の位置にあるようにする。
 - (b)握りやすい形状のもので, 下側から支持するようにする。
 - (c)手すり子の間隔は 11cm 以下とする。
 - (d)端部は 30cm 以上の水平部分を設け, 下方又は壁方向に曲げる。
 ○廊下等の手すりと連続して設けることが望ましい。
 ○両側に手すりを設けることが望ましい。
 ○高齢者, 障害者若しくは子どもの利用が多い施設においては, 手すりを 2 段とすることが望ましい。
- 4 案内, 誘導 ○手すり子の端部に, 階段及び上り, 下りがわかるように点字による表示を行うことが望ましい。
- 5 照明 ○照明はむらなく明るくすることとし, 必要に応じてフットライトを設置することが望ましい。
- 6 避難階段等 ○避難階段等には車いす使用者の一時避難スペースを確保することが望ましい。



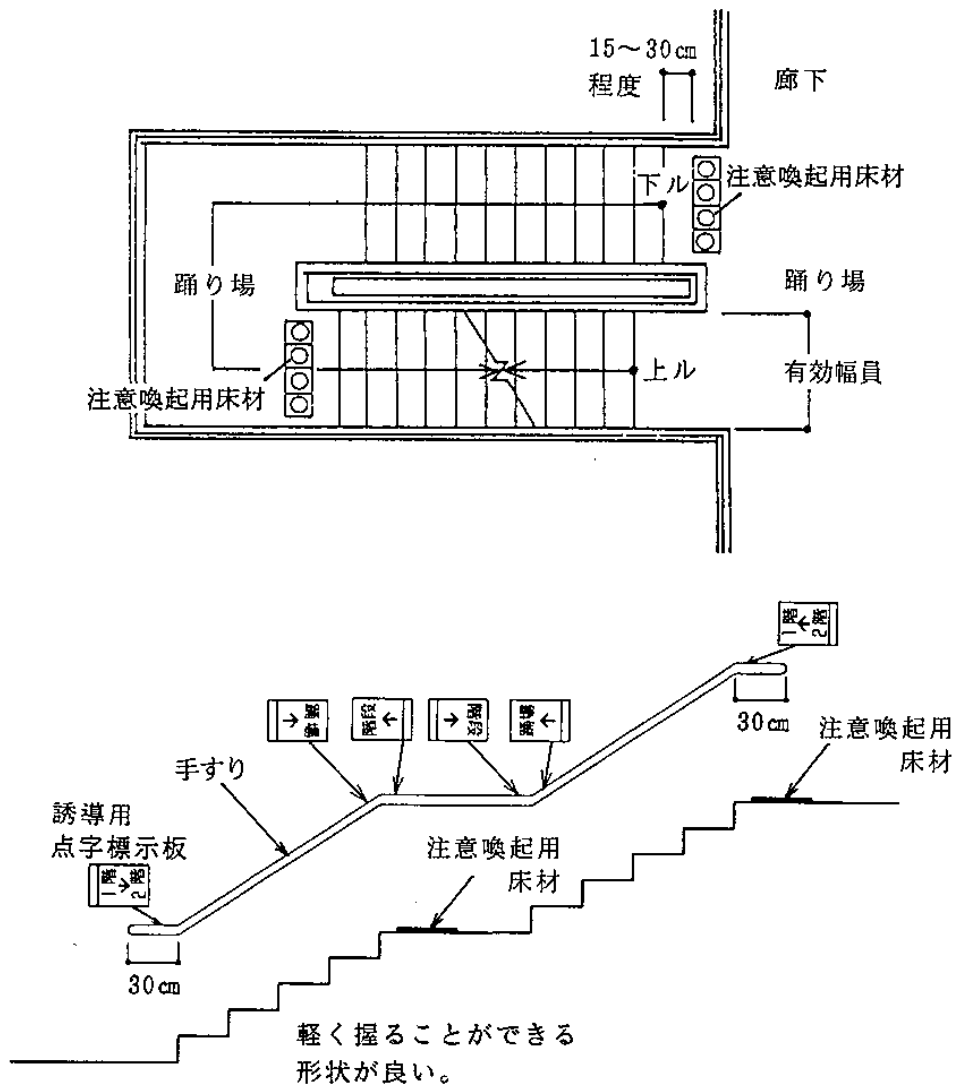
立ち上りの例



手すりの形状



案内誘導の例



7-1 昇降機(エレベーター)

■ 基本的な考え方

エレベーターは、障害者の方々にとって最も有効な垂直移動の方法です。垂直移動が必要な施設には、できる限りエレベーターを設置し、障害者等の方々安全に利用できるよう配慮することが必要です。

■ 適用施設

- すべての施設

■ 整備基準

特別支援学校以外の学校を除く公益的施設で床面積の合計が 2,000 m²以上のもの^{注)}には、次に掲げる基準に適合した昇降機(専ら駐車場の用に供される建築物については、車いす使用者用駐車区画が設けられている階に停止するものに限る。)を設けること。ただし、当該公益的施設の利用者が外部出入口のある階でサービスを受け、又は商品を購入することができる等の措置を講じる場合については、この限りでない。

- 1 有効幅員 ●昇降室の出入口の有効幅員は、80cm 以上とする。
- 2 大きさ ●昇降室の床面積は 1.83 m²以上で、奥行きは 135cm 以上とする。
- 3 昇降室の内部 ●昇降室内には、昇降室の停止する予定の階を表示する装置及び昇降室の現在位置を表示する装置を設ける。
●昇降室の床面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。
- 4 案内、誘導 ●昇降室内及びエレベーターホールには、車いす使用者が円滑に操作することができる位置に制御装置を設ける。
- 5 エレベーターホール ●エレベーターホールは 150cm×150cm 以上の広さとする。
- 6 視覚障害者用誘導装置…※ ●昇降室内には、昇降室が停止する予定の階並びに昇降室及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設ける。
●エレベーターホールには、到着する昇降室の昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。ただし、昇降室内に、昇降室及び昇降路の出入口の戸が開いた時に昇降室の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。
●昇降室内及びエレベーターホールに設ける制御装置(車いす使用者用は除く)は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする。

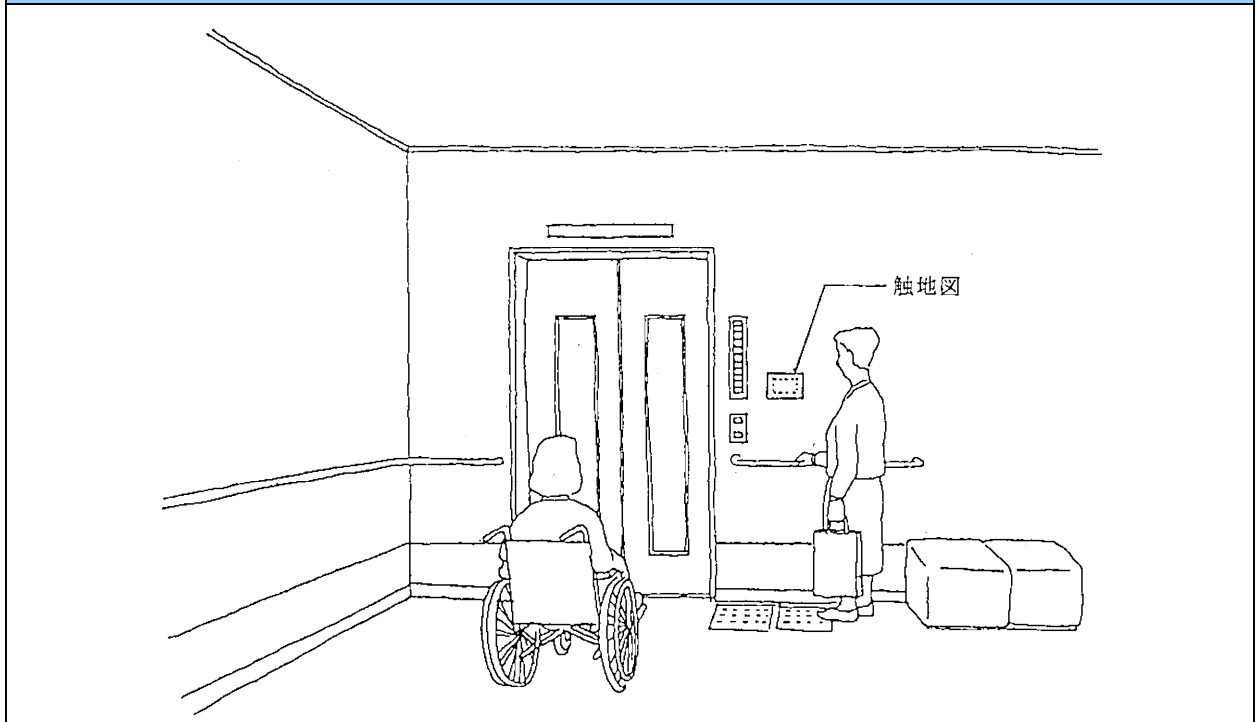
※ バリアフリー新法施行令第 18 条第 2 項第 5 号りただし書の規定により視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、除かれる。(平成 18 年国土交通省告示第 1494 号)

■ 誘導基準

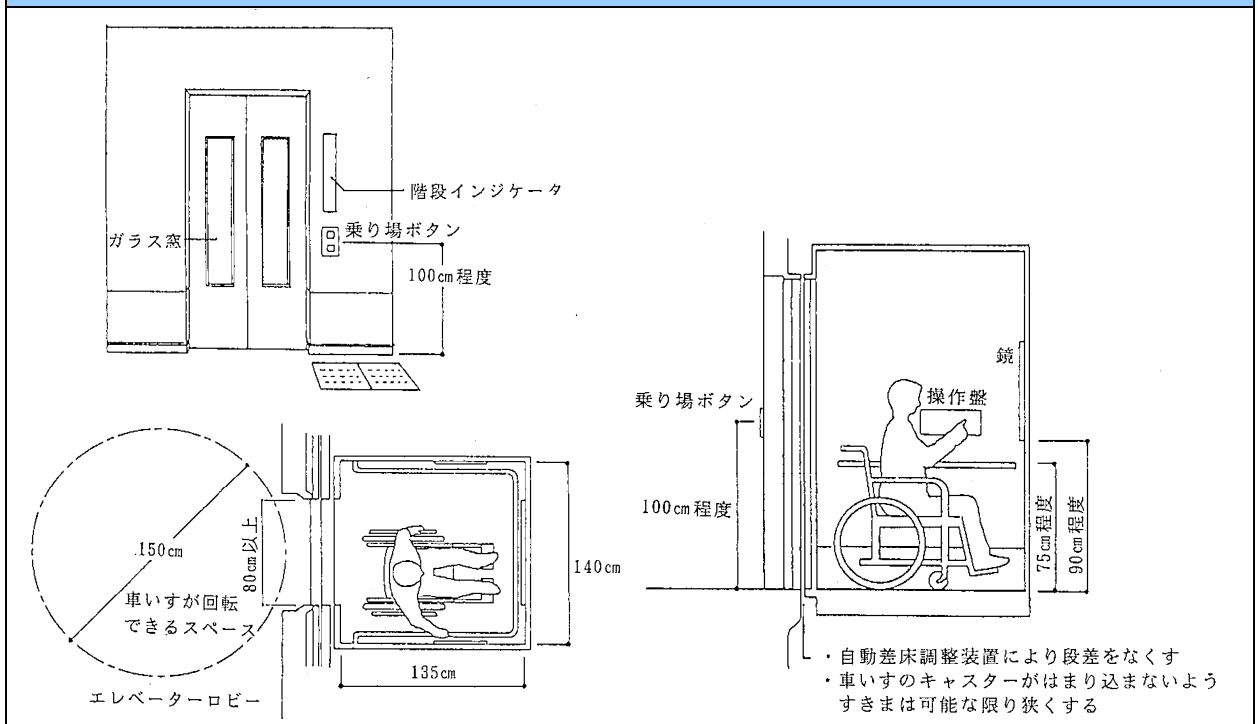
- 1 有効幅員 ○昇降室及び昇降路の出入口の有効幅員は、90cm 以上とすることが望ましい。
- 2 大きさ ○昇降室の床面積は 2.09 m²以上で、奥行きは 135cm 以上とすることが望ましい。
- 3 乗り場ボタン ○高さ 100cm 程度の位置に、大きくて操作しやすい専用の乗り場ボタン(戸の開放時間が 10 秒以上となるもの)を設けることが望ましい。
- 4 建物床と昇降室との関係 ○自動差床調整装置を設けることが望ましい。
○車いすのキャスターがはまり込まないように、隙間は可能な限り狭くする。
- 5 昇降室の内部 ○昇降室の正面壁面に、戸の開閉状態を確認することができる鏡(縦 90cm, 横 60cm 程度のもの)を高さ 90cm の位置に取り付けることが望ましい。
○防災対策上等可能な場合は、ガラス窓を設けることが望ましい。
- 6 手すり ○昇降室内の左右両側側面及び正面壁の高さ 75cm から 85cm 程度の位置に手すりを設けることが望ましい。
- 7 車いす当たり ○昇降室の床面から 15cm から 35cm 程度の高さに設置することが望ましい。
- 8 案内, 誘導 ○エレベーター出入口の扉から 30cm 離して注意喚起用床材を敷設することが望ましい。
○エレベーターホールには、触地図を設けることが望ましい。
- 9 呼出し設備 ○昇降室の内部には、車いす使用者が利用しやすい位置に緊急呼出しボタン及びインターホンを設けることが望ましい。
- 10 基準適合の表示 ○障害者が利用できるよう整備されたエレベーターの入口には、障害者のための国際シンボルマークを表示することが望ましい。
- 11 エレベーターホール ○エレベーターホールは 180cm×180cm 以上の大きさとすることが望ましい。
○エレベーターホール付近に階段若しくは段を設ける場合は車いす使用者等の転落防止策を講じるなど、その配置に十分注意する。

注) 整備基準は、特別支援学校以外の学校を除く公益的施設で床面積の合計が 2,000 m²以上のものに設置する昇降機が適合すべき技術基準として示されており、また、その技術基準に適合した昇降機を設置することを求めているが、その他の適用施設における昇降機の整備基準は明示的には示されていない。しかし、障害者の方々の垂直移動手段として、できる限り昇降機を設置することが望ましく、設置しようとする場合においては、整備基準に示された技術基準に適合したものとすることが望ましい。

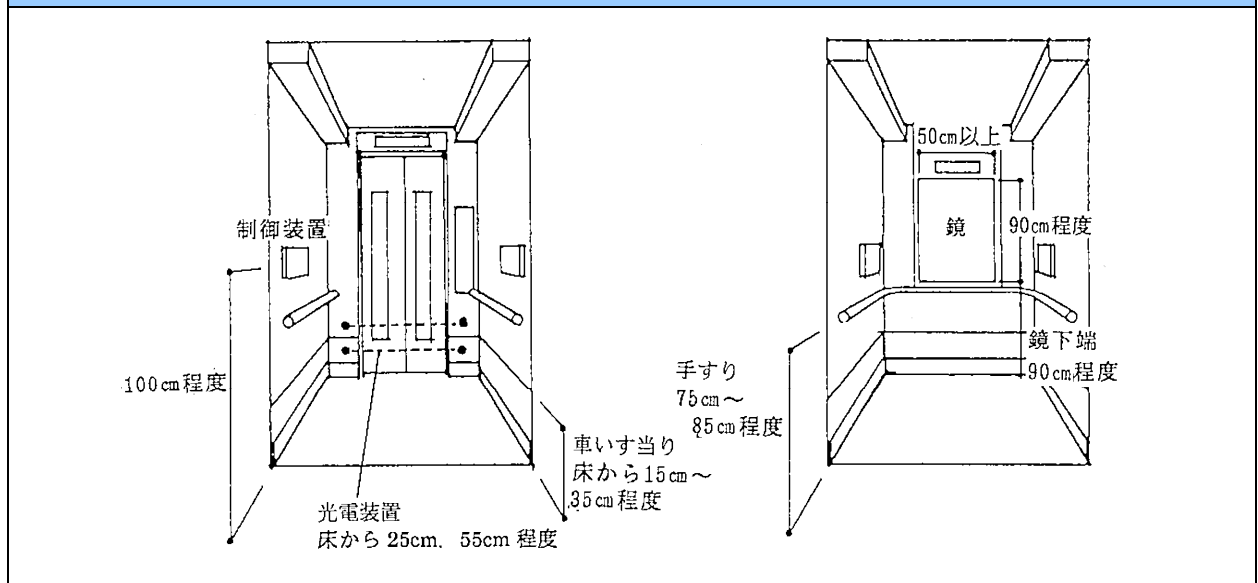
ロビー廻りの整備例



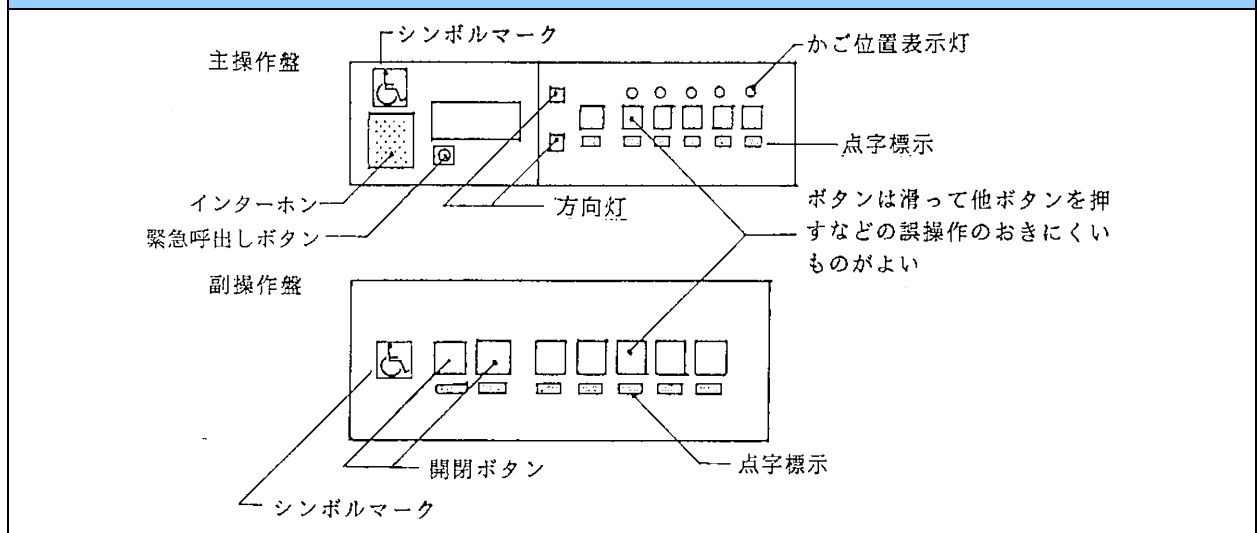
エレベーターの仕様



昇降室の内部の例



車いす使用者用の制御装置の例



7-2 昇降機(エスカレーター)

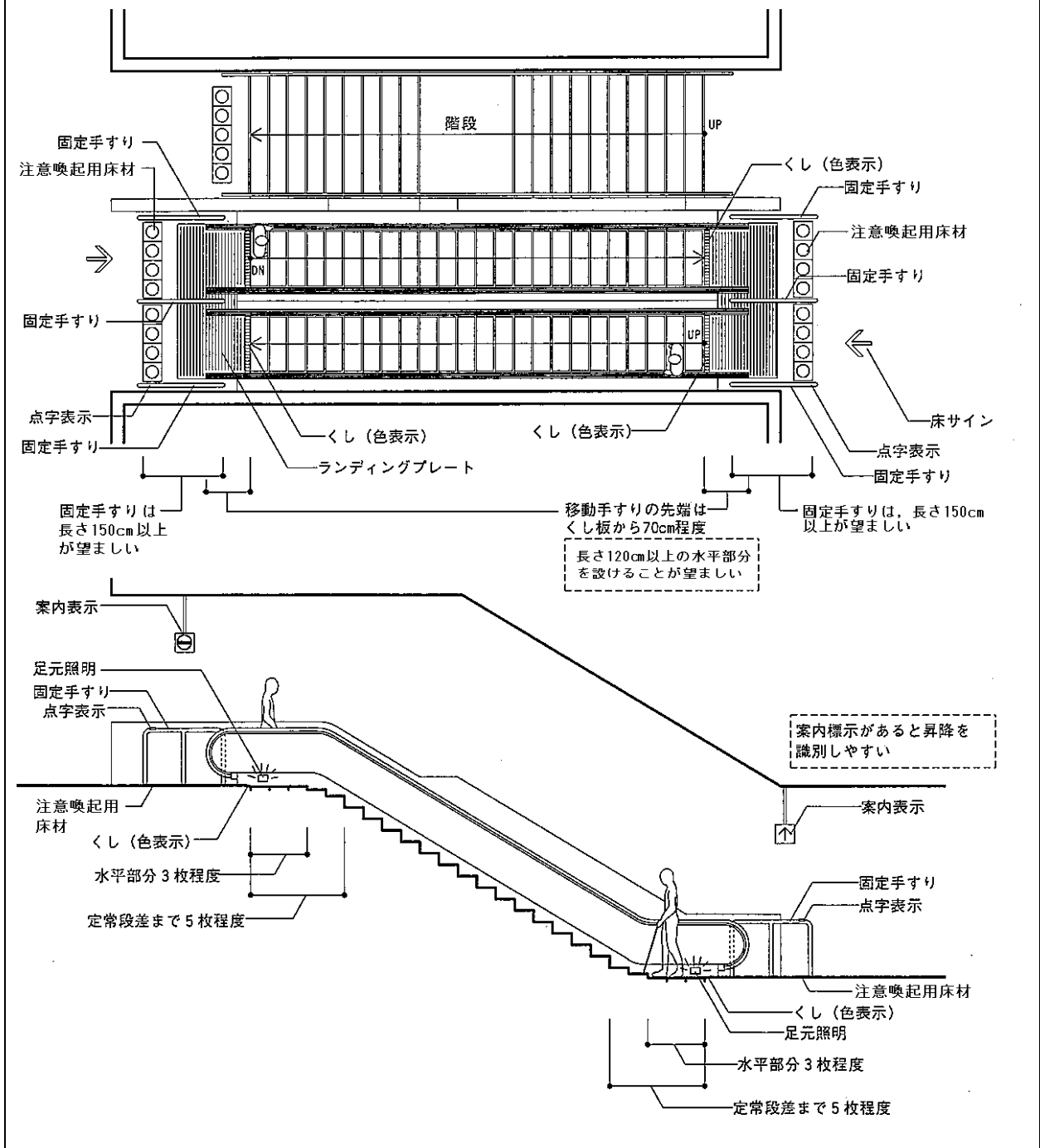
■ 基本的な考え方

エスカレーターは、人が大量に垂直移動するのに便利で有効な方法ですが、転倒時などに大きな事故となる危険性があるため、誰もが安全に利用できるよう配慮することが必要です。

■ 誘導基準

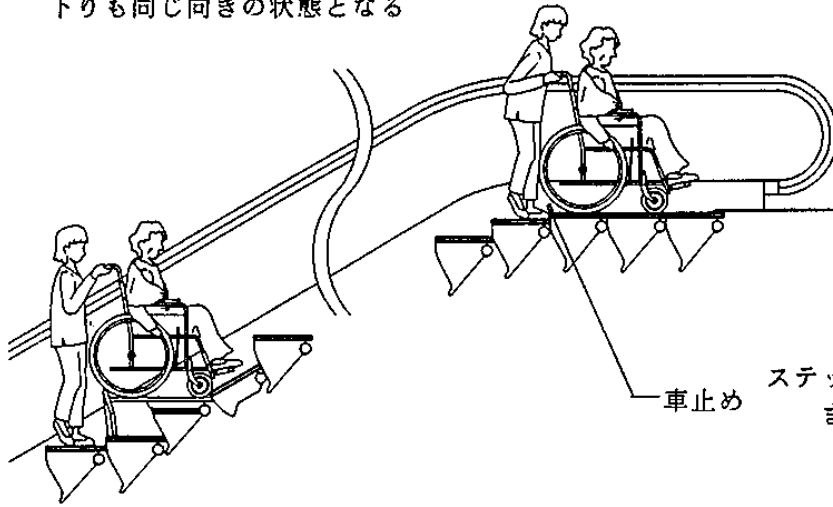
- 1 有効幅員 ○有効幅員は、100cm(1200型)とすることが望ましい。
- 2 手すり ○乗降口のまわりには、長さ150cm以上の固定手すりを設けることが望ましい。
○乗降口の移動手すりには、長さ120cm以上の水平部分を設けることが望ましい。
- 3 ステップ ○ステップの水平部分は3枚程度とし、また、定常段差となるまで5枚程度とすることが望ましい。
○ステップの端部や蹴込み部分両端部は、はさまれ事故、転倒事故を防止するために利用者への注意を喚起することが望ましい。黄色系でわかりやすく表示する。
- 4 くし板 ○くし板は、ステップ部分と区別がつくように、色による縁取りがされていることが望ましい。
○くし板はできるだけ薄くすることが望ましい。
- 5 速度 ○エスカレーターの速度は毎分30m以下とすることが望ましい。
- 6 案内、誘導 ○車いす用エスカレーターは、車いすで利用できることを表示する案内標示を設けることが望ましい。
○固定手すりには現在地、上り、下りがわかるよう点字による表示を行うことが望ましい。
○注意を喚起するため、音声による案内、誘導装置を設けることが望ましい。
- 7 呼出設備 ○車いす使用者及び高齢者のための、乗降口付近に呼出インターホンを設けることが望ましい。
- 8 非常停止ボタン ○乗降口の近くの壁面または柱面等に非常停止ボタンを設けることが望ましい。

高齢者等に配慮したエスカレーターの場合



車いす対応エスカレーターの例

下りも同じ向きの状態となる



ステップが3枚水平になった
まま車いすを運べる